

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
関電ファンリティーズ株式会社	8120001126535	大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号	R7.7.4 ～ R7.11.14 (3ヶ月 +6週間)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	関電ファンリティーズ(株)は令和6年12月19日付けで建設業許可部局(大阪府)より以下の監督処分を受けた。 ①当該事業者は大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反し技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことよって不正に資格(1級電気工事施工管理技士)を取得し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして大阪府より11日間の営業停止処分を受けた。 ②当該事業者は平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことよって不正に資格(A氏にあっては1級電気工事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士、B氏にあっては1級管工事施工管理技士)を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第28条第1項柱書に該当するとして大阪府より指示処分を受けた。
株式会社KANSOテクノス	9120001077653	大阪府大阪市中央区安土町1丁目3番5号	R7.7.4 ～ R7.9.3 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	(株)KANSOテクノス、(株)かんでんエンジニアリング、関電プラント(株)は建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の監督処分を受けた。 当該事業者らは施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局より指示処分及び22日間の営業停止処分を受けた。
株式会社かんでんエンジニアリング	8120001062598	大阪府大阪市北区中之島6丁目2番27号	R7.7.4 ～ R7.10.3 (3ヶ月)		
日精株式会社	9010401021610	東京都港区西新橋1丁目18番17号	R7.6.20 ～ R7.8.19 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	日精(株)、住友重機械搬送システム(株)、フジバスク(株)、IHI運搬機械(株)は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 当該事業者は建設事業者から特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であることを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
住友重機械搬送システム株式会社	5010701005036	東京都品川区西品川1丁目1番1号	R7.6.20 ～ R7.8.19 (2ヶ月)		
フジバスク株式会社	1010901010608	東京都世田谷区上馬4丁目2番5号	R7.6.20 ～ R7.10.19 (4ヶ月)		
IHI運搬機械株式会社	8010001036712	東京都中央区明石町8番1号	R7.6.20 ～ R7.8.19 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	新明和工業(株)、IHI運搬機械(株)は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 当該事業者は建設事業者から特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であることを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
新明和工業株式会社	7140001082233	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	R7.6.20 ～ R7.8.19 (2ヶ月)		
鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽1-7-27	R7.4.11 ～ R7.7.10 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	鹿島道路株式会社は、北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事を受注し、施工したが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)」を使用して工事を行っていたことが判明した。 当該事業者の合材製造所長等は、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されていた工事へ納入する合材について、再生骨材が用いられることを容認していた。 また当該事業者は、関東・北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を自社プラントで製造し、当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)」を指定されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)」を使用し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。 アスファルト舗装工事を受注し、施工した案件同様、受注者に対し出荷していた案件についても当該事業者の合材製造所長等は、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されていた工事へ納入する合材について、こちらも再生骨材が用いられることを容認していた。 四国地方整備局では土佐国道事務所発注の令和4年度国道55号吉良川地区舗装外工事において「令和6年3月4日付けで引き渡しを受けている完成済み工事」であるが、国土交通省が実施した調査の結果、本工事においても設計図書と異なるアスファルト合材が使用されていたことが発覚した。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社NIPPO	9010001034987	東京都中央区京橋1－19－11	R7.4.11 ～ R7.7.18 10週 ＋1ヶ月	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社NIPPOの系列プラントは、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局、東京航空局が発注し当該業者が受注した工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該業者に対し出荷していた。 これらの工事においては、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されていたものの、当該業者は、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)」を使用し、かつ、系列プラントは、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該業者へ出荷していたことが判明した。 当該業者は、系列プラントから管理指標実績等の報告を受けていたが、系列プラントによる上記の行為を防止するための適切な行為を怠り、結果回避義務を果たさなかった。 また、当該業者の系列プラントは、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)」を使用し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。 当該業者は、系列プラントと密接な人的・資本関係にあり、また、同社から管理指標実績等の報告を受けていたが、NIPPOと系列プラント間で結んでいた契約書に基づく品質管理義務を果たさなかった。